

○ 市町村サービス一覧【石井町】

【注意事項】

- この表は、令和6年10月1日時点で可能な行政サービス等を掲載しています。
掲載されていないものについても、市町村等との調整が完了したものから、順次、一覧表を更新する予定です。
- サービス等を利用する際には、宣誓書受領証の提示のほか、各行政サービスの利用要件（収入や同一生計等）を満たす必要があります。
（詳しくは、事前にサービス提供者（市町村）へご確認願います。
- なお、一部のサービスによっては、宣誓書受領証の提示が不要な場合もあります。

令和6年10月1日現在
（随時更新中）

番号	制度・行政サービス名	対象・内容	サービス提供に当たっての 留意事項	受領証又は受領カードの提示		問合せ先		備考
				必要	不要	担当課名	電話番号	
1	DV相談	パートナーからの暴力の相談ができる。		○		子育て支援課	088-674-1623	
2	町営住宅入居申し込み	町営住宅への入居申し込み（世帯としての申し込み）	パートナーシップ宣誓書受領証の提示の外、世帯の収入を証明する書類が必要	○		福祉生活課	088-674-1116	現在、町営住宅への新規入居受付は行っておりません。
3	災害時の安否情報の提供について	照会者が照会の対象である被災者とパートナーシップ宣誓を行っていることが確認できた場合、事実上婚姻関係と同様の事情にある者とし、被災者の居所、負傷もしくは疾病の状況等の必要と認められる情報を提供する。	パートナーシップ宣誓書受領証又は受領カードの提示	○		危機管理課	088-674-1171	